

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第174号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号イ中「及び初老期^{ほう}痴呆により痴呆^{ほう}の状態にある者が施設療養を受けた場合に係る療養費」を削り、同号オを削り、同号中カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとする。

第3条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「及び法第42条第6項」を「、延滞金、滞納処分費及び法第42条第2項」に、「賦課徴収」を「滞納処分」に改める。

第11条の2第3項第1号中「以下」の右に「この項において」を加える。

附則に次の5項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

8 第3条及び第18条の規定並びに第13号様式及び第14号様式は、旧京北町国民健康保険税条例の規定による国民健康保険税（以下「国民健康保険税」という。）に係る事務について準用する。この場合において、第3条各号列記以外の部分中「国税徴収法」とあるのは「地方税法」と、「徴収職員」とあるのは「徴税吏員」と、同条第1号中「保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、「滞納処分」とあるのは「賦課徴収」と、第13号様式（裏面）中「滞納処分」とあるのは「賦課徴収」と読み替えるものとする。

9 第11条及び第18条の規定並びに第15号様式1は、国民健康保険税の徴収について準用する。この場合において、第11条中「保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、「国民健康保険料納付書」とあるのは「国民健康保険税納付書」と、第18条の表国民健康保険料納付書の項中「国民健康保険料納付書」とあるのは「国民健康保険税納付書」と、第15号様式1中「京都市国民健康保険料」とあるのは「京都市国民健康保険税」と、「保険料」とあるのは「保険税」と読み替えるものとする。

10 第13条及び第18条の規定並びに第8号様式は、国民健康保険税の督促について準用する。この場合において、第13条中「保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、「国民健康保険料督促状」とあるのは「国民健康保険税督促状」と、第18条の表国民健康保険料督促状の項中「国民健康保険料督促状」とあるのは「国民健康保険税督促状」と、第8号様式中「年度京都市国民健康保険料督促状」とあるのは「年度京都市国民健康保険税督促状」と、「保険料」とあるのは「保険税」と、「地方税の滞納処分の例」とあるのは「地方税法第728条の規定」と読み替えるものとする。

(平成17年度分及び平成18年度分の保険料の減額の特例)

11 条例附則第14項に規定する市長が定める基準は、平成17年度分又は平成18年度分の保険料の賦課期日現在において世帯主及びその世帯に属する被保険者がそれぞれ平成17年度分又は平成18年度分の住民税を課されていない場合の当該世帯の所得割額に10分の3を乗じて得た額を、同項の規定により保険料の納付義務者に対して減額する額とする。

12 前項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは消滅し、又は被保険者が異動した場合における条例附則第14項に規定する市長が

定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保険料の賦課期日後に納付義務が発生したときは、前項の規定により計算した額（以下「基準額」という。）をその納付義務が発生した日の属する月から月割りにより算定し直すこと。
- (2) 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅したときは、基準額をその納付義務が消滅した日の属する月の前月まで月割りにより算定し直すこと。
- (3) 保険料の賦課期日後に同一世帯に属する被保険者数が異動したときは、基準額を被保険者数が異動した日の属する月から月割りにより算定し直すこと。

第7号様式1中「**市 府 民 税 額**」を「**所 得 割 基 礎 額**」に、「課税されている市府民税額」を「所得割基礎額」に改め、同様式に次のように加える。

3 京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）前に同町の区域内に住所を有していた被保険者に係る過年度分用

納入
年度 国民健康保険 変更 通知書

過年度分

下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日 京都市 区長 印

世帯番号	
通知番号	
証番号	
下記に記載のある方は口座振替納入です。	
金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	
納付方法	

納 期 限					
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日		年 月 日

保険料の内訳は以下のとおりです。

区 分	(変更前)			(変更後)				
	医療分	(内退職分)	介護分	(内退職分)	医療分	(内退職分)	介護分	(内退職分)
①所得割基礎額(円)								
②固定資産税相当額(円)								
③被保険者数(人)								
④所得割額(円)								
⑤資産割額(円)								
⑥均等割額(円)								
⑦平等割額(円)								
⑧均等割増減額(円)								
⑨平等割増減額(円)								
⑩限度増減額(円)								
⑪算定額(円)								
⑫月割増減額(円)								
⑬年税額(円)								

期別	(単位:円)	
	変更前の額	変更後の額
合計		

届出年月日	異動年月日	氏名	異動事由	届出年月日	異動年月日	氏名	異動事由
年 月 日	年 月 日			年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日			年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日			年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日			年 月 日	年 月 日		

第13号様式中「賦課徴収」を「滞納処分」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)